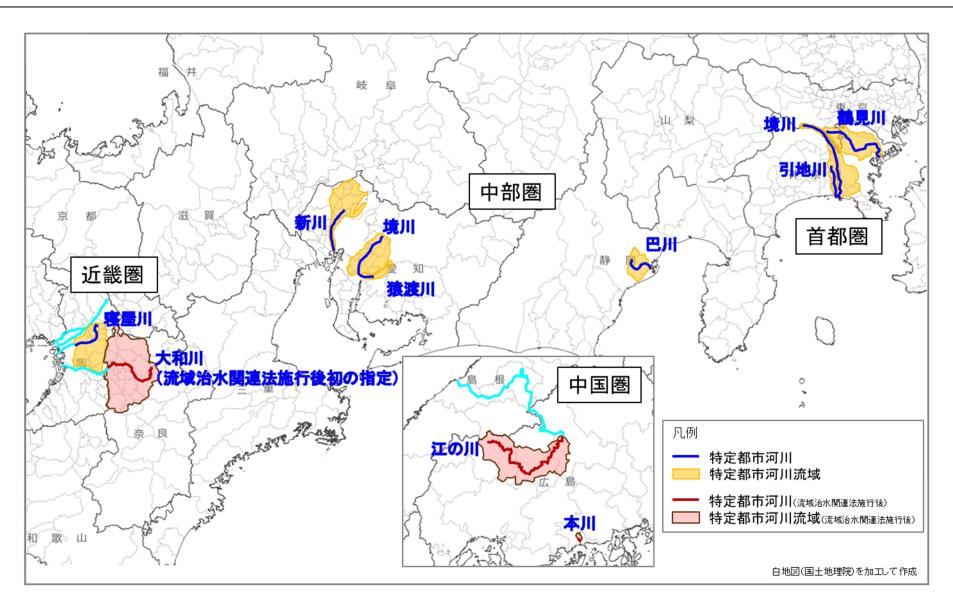
特定都市河川の指定状況

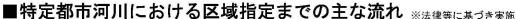
- 特定都市河川は、全国で11水系126河川が指定されています。(令和4年7月25日時点)。
- 流域治水関連法施行後は3水系(大和川・江の川・本川)が新たに特定都市河川に指定されました。



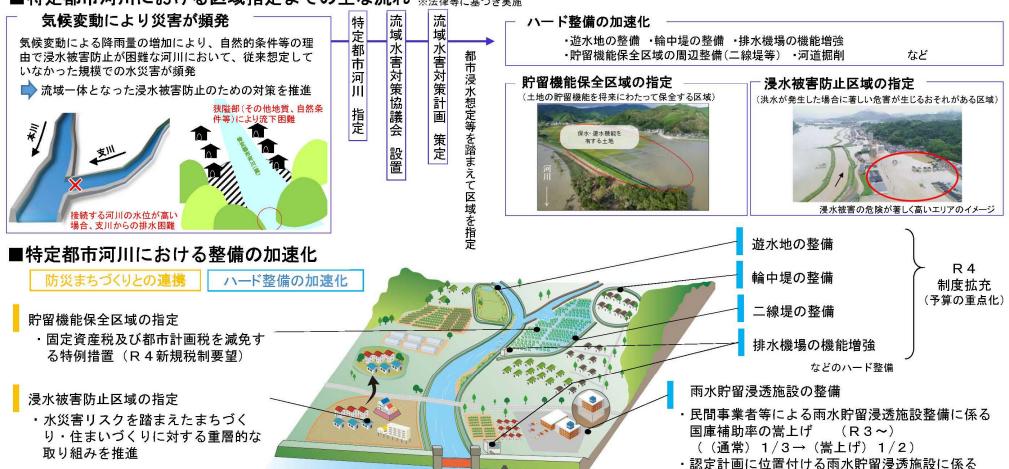
特定都市河川の指定による流域治水の本格的実践

水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを支えるための流域治水関連法の活用

○ 土地利用規制等を含む流域水害対策計画に基づき実施される遊水地等の河川整備や雨水貯留浸透対策等のハード整備に対する予算が重点化され、税制優遇等の支援により、水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりが推進されています。



※このほか、区域指定等に係る支援策を検討



 $(R3\sim)$

固定資産税の課税特例

特定都市河川の指定による流域治水の本格的実践

特定都市河川の検討河川

○ 特定都市河川の検討河川は、以下の3つの項目のいずれかに該当する河川・氾濫域である必要があります。

特定都市河川の指定全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の 設置 計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画 策定 洪水・雨水出水により指定される 浸水被害に対し、概ね20-30年の 間に実施する取組を定める

特定都市河川の指定要件

